

# 山梨県公報

第三百四十三号

令和四年

十二月二十六日

月 曜 日

## 目次

### 告 示

- 山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正……………六五九
- 指定納付受託者の指定……………六五九
- 道路の区域変更(二件)……………六五九
- 道路の供用開始……………六六〇
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………六六一
- 一般競争入札について……………六六一
- 国土調査の成果の認証(三件)……………六六三
- 選挙管理委員会……………六六三
- 参議院山梨県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表の一部訂正……………六六三
- 人事委員会……………六六三
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………六六三
- 公安委員会……………六六四
- 山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条第二項ただし書に規定する措置の一部を改正する告示……………六六四

## 告 示

### 山梨県告示第三百六号

山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一の表百八十七の項中「南都留郡山中湖村平野一四五〇番地」を「南都留郡山中湖村山中三五二番地一」に改め、同表二百九十七の項中「甲州市勝沼町休息一八六七番地二」を「甲州市塩山上於曾九七七番地五」に改め、同表三百六の項中「甲斐市岩森字坊

沢東一〇七九番地一」を「甲斐市岩森一〇七九番地一」に改め、同表三百七十四の項を次のように改める。

三百七十四 削除

一の表三百七十八の項を次のように改める。

三百七十八 削除

一の表四百十一の項中「甲府市丸の内二丁目二〇番八号」を「甲府市武田二丁目九番四号」に改め、同表四百十四の項中「富士吉田市上吉田五千五百八十七番地一」を「富士吉田市新屋一丁目八番八五号」に改め、同表四百二十八の項中「富士吉田市上吉田東三丁目一番六八号」を「富士吉田市下吉田八丁目二三番二五号」に改める。  
二の表に次のように加える。

|   |            |                  |               |
|---|------------|------------------|---------------|
| 九 | 令和四年十二月十六日 | 学校法人帝京大学帝京第三高等学校 | 北杜市小淵沢町二二四八番地 |
|---|------------|------------------|---------------|

### 山梨県告示第三百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和四年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在 株式会社エフレジ 大阪府大阪市北区大深町四番二十号グランフロント大阪タワーA
- 指定納付受託者に納付させる歳入 手数料(インターネットを利用して納付する建設業許可等申請手数料に係るものに限る。)
- 指定納付受託者が納付の対象とする電子決済サービスの種類 Pay easy決済
- 指定納付受託者に納付させる期間 令和五年一月十日から令和七年三月三十一日まで

### 山梨県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

| 区間   | 旧新の別 |      | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|--|------|------|-----------------|--------------|
|  | 旧    | 新    |                 |              |
| 甲州市塩山小屋敷字駒園二三〇六番五地先から<br>甲州市塩山小屋敷字駒園二二九九番二地先まで | 一三・〇 | 一三・〇 | 一八・五            | 一七・六         |
|  | 一三・七 | 一三・〇 |                 |              |

**山梨県告示第三百九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和五年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

| 区間                | 旧新の別 |     | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------|-----|-----------------|--------------|
|                   | 旧    | 新   |                 |              |
| 都留市井倉字沢戸七二二番四地先から | 六・五  | 六・五 | 一八・五            | 二八六・四        |
|                   |      |     |                 |              |

都留市井倉字沢戸八二〇番二六地先まで

| 新 | 旧 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|---|---|-----------------|--------------|
|   |   |                 |              |

**山梨県告示第三百十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和五年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原あきる野線
- 三 道路の区域

| 区間  | 旧新の別 |      | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|---|------|------|-----------------|--------------|
|   | 旧    | 新    |                 |              |
| 上野原市桐原字下樁六四九六番一二地先から<br>上野原市桐原字下樁六五〇二番五地先まで | 七・五  | 七・五  | 五〇・三            | 一一二・一        |
|   | 五〇・三 | 一三・九 |                 |              |
|   |      |      | 五三・〇            | 一一二・一        |

**山梨県告示第三百十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和五年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

| 道路の種類 | 路線名    | 区間   | 延長<br>(メートル) | 供用開始の<br>期日 |
|-------|--------|--|--------------|-------------|
| 県道    | 甲府精進湖線 | 甲府市小瀬町字北屋敷三八五番一地从先から<br>甲府市小瀬町字北屋敷三八五番一地从先まで | 一一・〇         | 令和四年十二月二十六日 |

**山梨県告示第三百十二号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和四年十二月十六日
- 二 指定道路の位置 上野原市上野原字宮のこし七百二十三番四
- 三 指定道路の幅員 四・〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十三・三七メートル

**公 告**

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年十二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 財務会計システム構築業務

(二) 数量 一式

- 2 調達をする役務の様態等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和八年三月三十一日まで
- 4 履行場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課
- 三 一般競争入札の参加資格 入札者が単体企業の場合にあつては1に、共同企業体（以下「JV」という。）の場合にあつては2に示すとおりとする。
- 1 単体企業の場合 次のいずれにも該当しない者であること。
- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
- (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）
- (四) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (五) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- (六) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- (七) 令和四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（令和四年山梨県告示第五十号）の一に定める競争入札に参加することができない者
- (八) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成十年四月一日）」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者
- (九) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有する者を配した体制を用意できることを別に知事が定めるところにより明らかにしない者
- (十) 本件仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、I S M S（情

報セキユリテイ管理システム)について、ISO二七〇〇一の基準に適合することの認証を取得しておらず、かつ、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの使用を認められていない者

2 J Vの場合 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(一) J Vの構成員の資格要件

ア 構成員の全てが1(一)から(九)までの要件のいずれにも該当しないこと。

イ 1(十)は、代表構成員が該当しないこと。

(二) J Vの資格要件

ア J Vの構成員は、三者以内であること。

イ J Vの代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ J Vの各構成員は、他のJ Vの構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和五年一月十七日(火)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部

情報政策課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和五年一月十七日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前十時から午後四時まで、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和五年一月十七日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。また、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六8(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年二月六日(月) 午後四時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階情報政策課マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに令和五年二月三日(金) 午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) 入札公告において示した入札書の受領期限までに入札書が到達しなかったとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法

(一) 落札決定は、総合評価一般競争入札をもって行うため、入札書及び技術提案書等を提出すること。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算定された価格点と技術点を合計した総合評価点が最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案書の内容が入札説明書に添付する技術提案書作成要領で指定する条件を全て満たしていること。

(三) 低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札決定が有効とならない場合がある。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

- 5 最低制限価格の有無 無
- 6 前払金の有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課（電話〇五五―二二三―一四一七）

※ Summary

- 1 Nature and amount of services required: Development of Financial Accounting System for Yamanashi Prefectural Government 1 set.
- 2 Date and time for tender: 4:00PM February 6, 2023
- 3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1417

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和四年十二月二十六日

- 一 調査を行った者の名称 甲州市 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 調査を行った時期 平成二十四年七月二十七日から平成二十六年三月二十日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 甲州市塩山上小田原の一部
- 五 認証年月日 令和四年十二月十九日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和四年十二月二十六日

- 一 調査を行った者の名称 甲州市

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 二 調査を行った時期 平成二十六年八月四日から平成二十八年一月二十九日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 甲州市塩山上萩原の一部
- 五 認証年月日 令和四年十二月十九日

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和四年十二月二十六日

- 一 調査を行った者の名称 南部町 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 調査を行った時期 平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡南部町大字万沢の一部
- 五 認証年月日 令和四年十二月十九日

### 選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六十五号

令和四年七月十日執行の参議院山梨県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、候補者永井学の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第百九十二条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表（令和四年十月二十四日山梨県選挙管理委員会告示第五十六号）の一部を次のとおり訂正する。  
令和四年十二月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

候補者永井学第一回分のうち、「田中田中」を「田中田中」を「田中田中」を「田中田中」を「田中田中」を「田中田中」に改める。

### 人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十七号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。



ただし書に規定する措置の一部を改正する告示  
 山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条第二項ただし書に規定する措置（令和三年山梨県警察本部長告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

三の表中  
 第五条第一項  
 第八条第一項

を

第五条第一項  
 第八条第一項  
 第八条の五第一項

に、

警

備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第十条第一項  
 第十六条第二項  
 第十六条第三項  
 第十七条第二項

を

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）

第八条第一項

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第九条  
 第十条第一項  
 第十六条第二項  
 第十六条第三項  
 第十七条第二項

に改

める。

**附 則**

この告示は、令和五年一月四日から施行する。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番